



--- 中央バス自動車学校からのお知らせです ---

平成29年3月12日 道路交通法改正

# 「準中型免許」が新設されます！

平成29年3月12日に施行される改正道路交通法により、普通免許と中型免許の間に「準中型免許」が新設されます。

現行

免許の種類	普通免許	中型免許	大型免許
車両総重量	5ト未満	11ト未満	11ト以上
最大積載量	3ト未満	6.5ト未満	6.5ト以上



法改正後

免許の種類	普通免許	<b>準中型免許</b>	中型免許	大型免許
車両総重量	3.5ト未満	3.5ト以上 7.5ト未満	11ト未満	11ト以上
最大積載量	2ト未満	4.5ト未満	6.5ト未満	6.5ト以上



現在、中型免許は、20歳以上で普通免許の運転経験が2年以上必要であることから、運送業において、高校卒業の新入社員は最大積載量3トンを超えるトラックを運転することができませんでした。今回新設される準中型免許は、18歳以上であれば普通免許を取得していなくても最大積載量4.5ト未満の車を運転できるようになります。若年運転者の雇用促進や運送業界におけるドライバー不足の改善が期待されています。

## 法改正に伴い、普通免許で運転できる車の範囲が変わります。 普通免許の取得はお早めに！

現行の普通免許で  
運転できる車



法改正後の普通免許で  
運転できる車



運転できる  
車の種類が減って  
しまいます！



※現行の普通免許を取得するためには、法改正日前までに運転免許試験場での学科試験に合格する必要があります。

例年1月から3月は、高校や大学の休みと重なるため、自動車学校はもともと混雑する時期ですが、今シーズンは法改正前に普通免許の取得を目指す教習生の方でさらに混みあうことが予想されます。混雑すると、教習の予約がとりづらくなり、法改正前の免許取得に間に合わない可能性もありますので、**現行の普通免許の取得をお考えの方は、お早めのご入校をおすすめいたします！**

教習料金・入校手続き等、お気軽にお問い合わせください！

中央バス自動車学校

〒001-0908  
札幌市北区新琴似8条17丁目1-1

TEL 011-764-2525